

価格高騰対策住民税非課税世帯支援給付金 のご案内【確認書の返送が必要です】

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税が非課税の世帯に対して給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

市役所が確認書を受理した日から
3週間後を目安に指定の口座に
振り込みます。

支給対象者（支給要件）

世帯全員が令和6年度の**住民税が非課税**の世帯

※ **世帯全員**が課税者の扶養親族となっていない場合に限りです。

○ 支給対象となる場合

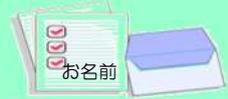
例①: 世帯員の全てが非課税であり、課税者に扶養されていない場合		
別世帯の課税者	薩摩川内市在住の非課税世帯 	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が課税者に扶養されていない。
例②: 課税者の扶養親族でない世帯員がいる場合		
別世帯の課税者 	薩摩川内市在住の非課税世帯 	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が課税者に扶養されていない。 ※ 母が扶養されていない

● 支給対象とならない場合

例③: 世帯員の全てが課税者に扶養されている場合		
別世帯の課税者 	薩摩川内市在住の非課税世帯 	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が非課税 <input type="checkbox"/> 世帯全員が課税者に扶養されていない。 ※ 全員が扶養されている
別世帯の課税者 	薩摩川内市在住の非課税世帯 	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が非課税 <input type="checkbox"/> 世帯全員が課税者に扶養されていない。 (全員が扶養されている)

給付金の支給手続き

- 給付内容や確認事項が書かれた**確認書に必要事項を記載して**、同封の返信用封筒で市役所に**返送してください**。



【確認事項】

- ※ 前回振込先に指定された口座、もしくは、登録があったマイナンバーカードによる公金受取口座情報を印字して送付しております。
(世帯主以外が受給されていた場合は、口座情報は記載されていません。)
- ※ **振込口座が記載されていない場合や記載されていた振込口座を変更する場合は**、下記書類の写し(ア・イ)を確認書裏面に貼付して提出してください。
 - ア. **口座確認書類** (通帳の見開きのページやキャッシュカード等の写し)
 - イ. **本人確認書類** (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し)

- ※ 振込口座がない場合は、給付金事務局までお問い合わせください。

- **提出期限 令和7年7月31日(木)** ※当日消印有効

※ 次の方々は、対象外となります。

- ・子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯
- ・親(課税)に扶養されている学生(非課税)などの単身世帯
- ・単身赴任の方(課税)に扶養されている家族(非課税)のみの世帯

留意事項

- ① 1人世帯で、確認書の提出前に世帯主が死亡された場合は、支給対象となりません。
- ② 支給要件の確認に当たり、課税情報を照会することがあります。
- ③ 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- ④ 申請期限までに確認書の提出がない場合、又は書類の不備が解消されない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑤ 支給後、修正申告等により令和6年度住民税が課税になった場合や、住民税課税者に世帯全員が扶養されていることが判明したときは、給付金を返還していただきます。

- DV等で避難されている方は、窓口までご連絡ください。



住民税非課税世帯に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに国、都道府県、市区町村(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

薩摩川内市 **定額減税補足給付金等支給事務局** (本庁舎6階 606会議室)



0996-23-5831 受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝を除く)